

2020年度
年間手当

秋厚労ニュース

NO1939号

2020年6月10日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

夏期手当2ヶ月

妥結

去る6月3日（水）、経営側より年間手当及び労働条件に関する要求の回答がありました。各支部にFAXで知らせ全支部からの判断を集約し、中央執行委員会を経て妥結することを決めました。

年間手当に関する要求の回答

1. 夏期賞与として次のとおり支給します。
 - (1) 支給額（本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当）×2.0箇月
 - (2) 支給日 令和2年7月15日
 - (3) 支給基準日 令和2年7月15日在職者
2. 年末賞与については、上半期の経営実績とその後
の経営状況を踏まえ、しかるべき時期を据えて交渉
いたします。
3. 年度末賞与については、事業計画上考えておりま
せん。
4. 臨時職員の賞与については6月開催の院長会議に
諮り決定することといたします。

全支部から回答に対する意見を集約

新型コロナウイルス感染
拡大にともなう緊急事態宣
言が発令されている中で、
例年どおりの団体交渉をす
ると3密になるのではとい
う心配もあり、まず文書回
答を得、それから支部の判
断を仰ぐことにしていまし
た。

6日妥結を決めた

6月3日（水）、経営側か
ら年間手当及び労働条件に

関する要求への回答が示
されました。回答の内容を
各支部に知らせ、妥結か交
渉継続かの意見を出して
もらうよう依頼。全支部か
ら妥結の意見をもらい

経営側が1週間早く回答

夏期手当については、経
営側は回答指定日より1
週間前倒して要求に対す
る回答を出しました。秋厚
労はこの間、組合員の声を

経営側に伝え続けてきた
ので「早く職員の不安を
払拭したい」という思い
が伝わったのか異例の早
さです。6月6日の中央

ら妥結の意見をもらい
6日（土）の中央執行委
員会での論議を経て、妥
結することを決めまし
た。

年間手当は生活

するための給与

6月8日（月）経営側へ「妥結」する
旨を文書で伝えました。経営側は、夏期
手当2ヶ月について「収支が悪い中で
も、職員の生活を守る、それを重視し
た」旨を話しました。

秋厚労は、「年間手当は生活給なの
で、冬も計画どおり2ヶ月の支給をし
てほしい」と伝えていきます。

新型コロナウイルス感染対策にと
も、収支状況は厳しいと思われま
すが、年末手当は生活給と位置付け、要求
を勝ち取るために組合員が一丸とな
りがんばっていきましょう。

執行委員会では経営側の対応を評価す
る声がありました。

第73回秋厚労定期大会

9月26日（土）

秋田市文化会館大会議室

※ 少人数、短時間、交流会なしで開催
予定。詳細は後日お知らせします。